

【病児保育 アラタおさかな保育園 利用規約】

住所 鹿児島市荒田 1 丁目 22-25

電話 099-297-692

第1条（名称）

本保育所の名称を「アラタおさかな保育園」とする。

第2条（所在地）

アラタおさかな保育園は鹿児島市荒田 1 丁目 22-25 に設置する。

第3条（目的）

病気、病気の回復期であり、集団保育の困難な児童を一時的に預かる業務を行うことにより、地域社会の医療促進及び育児支援を目的とする。

第4条（保育看護の方針）

医師、看護師、保育士が連携して、病気の児童の保育・看護にあたることによって、児童が、病気・症状に合わせた適切な看護を受けられ、安全、適切に過ごすことができ、成長・発達に合わせた生活・遊びが保障されるよう配慮する。尚、アラタおさかな保育園は、はやかわ循環器内科クリニックと連携・協力して保育を行うものとする。

第5条（病児保育の方針）

- 1) 利用対象は0歳から小学校6年生までの児童で病気、病気の回復期で学校、保育園、幼稚園などの集団保育が困難な方、医療機関によりアラタおさかな保育園の利用に際し許可が出た方を対象とする。
- 2) 定員は1名とする。

第6条（利用方法）

- 1) 利用時間は次のとおりとする。
①月～金の午前8時～午後5時とする。
※利用時間は、諸都合により変更することがある。
②休所日は土曜、日曜、祝日、年末年始とする。
- 2) 予約は次のとおりとする。
①利用前日の午後6時までに、電話での予約申し込みを受ける。(日曜・祝日は午後5時迄)
　当日も空きがあれば、病児受け入れを行う。(午前7時より申し込みを受ける)
②予約のキャンセルは利用当日の午前7時30分までとする。
③予約が満杯の際はキャンセル待ちの申し込みを受ける。

3) 利用申請は次のとおりとする。

- ①利用当日に「利用規約同意書」「事前登録票」「医師連絡票兼利用申込書」「与薬依頼票」「病児保育記録兼連絡票」を提出する

4) 利用終了後(児童のお迎え)は次のとおりとする。

- ①保護者はアラタおさかな保育園が提供する範囲で利用時間を決め、時間に遅れる際には必ずアラタおさかな保育園に連絡をする。
- ②両親以外がお迎えに来る場合は、保護者が事前にその旨をスタッフに伝え、迎えに来る者は身分を証明できるものを持参し提示する。

第7条(医療行為について)

- ①保育時間内に看護師が保護者より依頼された必要な医療行為を行う。
- ②病状悪化時に、保護者に連絡後、必要な場合は医療機関に、スタッフが付き添い移動し医師の診察を受けることがある。その際必要な検査(採血など)処置(点滴など)をすることがあり、また発生した料金は利用者負担とする。
- ③緊急を要する処置が必要な場合、保護者への連絡の前に処置を行うことがある。

第8条(利用料金など)

- ①基本料金は1日1000円とする。午前のみ預かりの場合も1000円とする。

(当園の園児は利用料無料とする)

原則として閉所時間までの預かりとするが、万が一保護者のお迎えが遅れた場合、延長保育料として30分ごとに500円徴収する。

②着替え、おむつなど必要な身のまわりのものは各自で用意する。用意したものに不足が生じ、やむをえずアラタおさかな保育園が調達したものについては別途料金を徴収する。

オプションの利用料金は次のとおりとする。

給食300円 おやつ100円 ミルク1回50円 紙おむつ(1枚)50円

第9条(料金の支払方法)

利用料金の支払いは、お迎えの際に一括清算とする。

第10条(秘密保持)

アラタおさかな保育園に従事する職員は、本契約に基づく業務上知り得た児童・保護者及びその家族の情報を秘密として扱い、法令に基づく要請を除き、許可なく第三者への提供はしない。職員の守秘義務は退職後においても同様の扱いとする。

第 11 条（補償制度）

アラタおさかな保育園を利用するにあたり、万一事故などが発生した場合、保険適用範囲内において補償を受けることができる。但し、病状悪化等、アラタおさかな保育園の責に帰すことができない事由による事故の場合はこの限りではない。

第 12 条（利用制限）

次の各号のいずれかに該当する場合は、保育の途中に関わらず利用を制限し、また受け入れを拒否する場合がある。

- ①児童の病状により、保育が不適切だと医師が判断した時
- ②暴風警報、地震注意報などが発令され保育が困難な時
- ③感染の流行により他の児童への影響が高い時
- ④アラタおさかな保育園の保育方法、医師の診察に同意しない時
- ⑤本利用規約に同意しない時

第 13 条（保護者の義務）

児童の保護者は、アラタおさかな保育園を利用する間、「病児または病後児保育利用申込書」に記載した緊急連絡先にはやかわ循環器内科が常に連絡でき、緊急時でも保護者の意思が確認できるよう努めなければならない。

第 14 条（規約の変更）

本規約の変更はアラタおさかな保育園が定め、その効力はすべての利用登録者に帰属する

【同意書】

利用規約内容に同意し、下記に署名いたします。

令和 年 月 日

住所 _____

利用児童名 _____

保護者名 _____ 続柄()印